

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

竜王町長

市町村名 (市町村コード)	竜王町 (253847)	
地域名 (地域内農業集落名)	山面 (山面)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月29日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・後継者不在の農業者の農地については、現在のところ、認定農業者を中心に担い手があり、今後も継続して農業が営まれると見ている。
・地域の活性化を図るため新たな作物の導入や有機農業への取組が課題。
・水路や農道等の草刈り等については、地域で協力して行う必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・稲作を主要作物としつつ、地域の特産物であるミニトマトやナスほかの野菜栽培を段階的に施設園芸に切り替え、団地化を形成する。併せて新規作物花き(小菊、ストックなど)を導入し、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。
・山面集落は認定農業者A、Bの他、Cに集約化を進めつつ、認定新規就農希望者(D)の育成や地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者、農業法人を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.46 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.46 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農業委員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
山面集落において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を令和14年度までに計画する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、農業支援サービス事業者等への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ②環境こだわり米づくりを推進し、段階的に有機農業に切り替えていく。
- ③GPS機能を備えた大型機械の導入やリモコン式草刈り機などの導入を図るなど農業のスマート化を図る。
- ⑦世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取り組みによる水路等の保全